

国土交通省 ○○地方整備局長 殿

申請先の地方整備局長名又は北海道
開発局長名をご記入ください。

事業所名、役職・代表者名、所在地を
記入し、代表者印を押してください。
*本報告書を提出した事業所毎に、事業
所登録番号が付与されます。

フリガナ ○○コウフトウコウシヤ

事業所名 ○○港埠頭公社

代表者役職名 理事長

代表者氏名 出入 一

所在地 〒123-1234 ○○○○中区山下町○

事業所登録番号※

事業所情報 ~~(変更)~~ 報告書

当社の従業員（請負契約又は委任契約に基づくものを除く。）がP Sカード（Port Security カード）を使用したいので、下記事項について ~~(変更)~~ 報告します。

記

1. 事業を行うに当たっての許可（許可書の(写)を添付）

事業の種類	提出先	許可番号

注） 港湾運送事業法または貨物自動車運送事業法における事業とする。

記入不要

2. 所属業界団体

団体名

事業所名（和）と事業所名（英）の
両方必須です。

事業所名が最大文字数（日本語は最大18字、英語
は最大20字）を超える場合は、適宜省略してくだ
さい。（例：株式会社→（株））（P Sカードに
印字されます。）

3. 希望するP Sカード印字内容

事業所名（和）	事業所名（英）
○○港埠頭公社	○○ Port Public Corp.

注） 事業所名（和）は最大18字、事業所名（英）は最大20字とする。なお、券面に印字される内容を変更する場合、PSカードの再発行手続きが必要となるので、登録にあたり留意すること。

4. 担当者

フリガナ 氏名	コウワン ハナコ 港湾 花子	所属部署	総務部
		電話番号	○○○-○○○-○○○○
		FAX 番号	○○○-○○○-○○○○
		E-mail	○○@xxx.xx.xx
部署所在地	〒123-1234 ○○○○中区山下町○		

申請の窓口となる担当者をご記入くだ
さい。

（当該事業所情報報告書について、担当者
の方に問い合わせることがあります。）

5. 報告書の取りまとめを依頼する重要国際埠頭施設

重要国際埠頭施設名	○○ターミナル
-----------	---------

※事業所登録番号は、変更報告時のみ記載する。変更報告時は

次ページの表から、当報告書の取りまとめを
依頼する「重要国際埠頭施設名」を一つ選んで
記入してください。

ターミナルの一覧(出入管理情報システムを導入予定の重要国際埠頭施設の一覧)		
港 名	国際埠頭施設名 (保安規程単位)	略称
東京港	品川ふ頭外貿コンテナターミナル施設	品川公共コンテナ
東京港	青海コンテナふ頭外貿コンテナターミナル施設	青海公共コンテナ
東京港	青海埠頭3号岸壁コンテナ埠頭施設	青海3号
東京港	青海埠頭第4号岸壁	青海4号
東京港	大井埠頭1号、2号岸壁及び荷さばき地	大井1・2号
東京港	東京地区新3号・4号岸壁及び荷捌き地	大井3・4号
東京港	大井コンテナ埠頭新5号及び荷さばき地	大井5号
東京港	大井埠頭コンテナ埠頭施設6号・7号バース	大井6・7号
東京港	上組東京コンテナターミナル	上組CT
東京港	お台場ライナー埠頭	お台場ライナー
横浜港	大黒ふ頭T-1・T-2号岸壁	大黒T-1・2
横浜港	大黒埠頭C突堤第3号岸壁	大黒C-3
横浜港	大黒埠頭C突堤第4号岸壁	大黒C-4
横浜港	本牧埠頭D突堤第4号バース	本牧D-4
横浜港	本牧埠頭D突堤第5岸壁	本牧D-5
横浜港	南本牧ふ頭MC-1、2岸壁	南本牧MC-1・2
横浜港	本牧埠頭A突堤5、6号岸壁	本牧A-5・6
横浜港	本牧ふ頭A-7号/A-6号岸壁	本牧A-6・7
横浜港	本牧ふ頭C突堤5号～9号岸壁及びBC突堤間1号岸壁	本牧BCターミナル
横浜港	本牧ふ頭D突堤1号～3号岸壁	本牧D1
横浜港	大黒ふ頭T-9号岸壁	大黒T-9
川崎港	東扇島川崎コンテナターミナル施設	KCT
清水港	新興津埠頭新興津1号岸壁	新興津CT
清水港	袖師第一ふ頭袖師5号～8号岸壁	袖師CT
名古屋港	飛島ふ頭地区 90～92号岸壁	公共北CT
名古屋港	飛島ふ頭地区 93・94号岸壁	公共南CT
名古屋港	飛島ふ頭地区 NCBコンテナふ頭岸壁(R1、R2、R3)及び荷さばき地	NCB
名古屋港	飛島ふ頭地区 TS1、TS2岸壁	TCB
名古屋港	鍋田ふ頭地区 T1、T2、T3岸壁	NUCT
四日市港	霞ヶ浦南埠頭26号、27号岸壁	四日市霞ヶ浦南
四日市港	霞ヶ浦北埠頭80号岸壁	四日市霞ヶ浦北
大阪港	咲洲地区南港C6・C7岸壁	C6～7
大阪港	咲洲地区南港C9岸壁	C9
大阪港	コンテナ埠頭第1号～第4号岸壁	C1～4
大阪港	コンテナ埠頭第8号岸壁	C8
大阪港	夢洲コンテナターミナル	C10～12
神戸港	六甲アイランドコンテナ第1／2号岸壁	RC-1～2
神戸港	ポートアイランドコンテナ埠頭第13号岸壁	PC-13
神戸港	ポートアイランドコンテナ第14号岸壁	PC-14
神戸港	ポートアイランドコンテナ第15号・16号・17号岸壁	PC-15～17
神戸港	ポートアイランドコンテナI・J第18号岸壁	PC-18
神戸港	六甲アイランドコンテナ第3／4／5号岸壁	RC-4～5
神戸港	六甲アイランドコンテナ第6／7号岸壁	RC-6～7
下関港	岬之町地区岬之町埠頭24、25号岸壁	岬之町24～25
下関港	本港地区細江埠頭18、19、20、21号岸壁	細江18～21
下関港	本港地区第一突堤8号岸壁	一突8
下関港	本港地区第一突堤10、12、13号岸壁	一突10・12～13
下関港	新港地区新港埠頭新港1号岸壁	新港1
北九州港	太刀浦第一コンテナターミナル太刀浦7、8号岸壁	太刀浦第1CT
北九州港	太刀浦第二コンテナターミナル太刀浦29、30、31、32、33号岸壁	太刀浦第2CT
北九州港	ひびきコンテナターミナル響灘西3、4、5、6号岸壁	ひびきCT
博多港	アイランドシティ地区アイランドシティ14m・15m岸壁	アイランドシティCT
博多港	香椎パークポート地区香椎パークポート13m岸壁	香椎パークポートCT
博多港	中央ふ頭地区中央ふ頭西10m・9m岸壁	中央埠頭西在来

※事業所登録番号は、変更報告時のみ記載する。変更報告時は、全ての項目を記載し、変更箇所の下線を引くこと。